

各公共料金分野のヒアリング資料及び関連議事録 (抜粋)

- 2-1 各公共料金分野の算定規則、審査要領等
(電気、ガス、鉄道、バス、タクシー、固定電話等、郵便、たばこ)
- 2-2 料金改定手続きにおける消費者の意見を聴取する場の設定
(電気、ガス、鉄道、バス、タクシー、固定電話等、郵便)
- 2-3 料金の考え方
(電気、ガス、鉄道、バス、タクシー、固定電話等、郵便、たばこ)

各公共料金分野の算定規則、審査要領等

【電気】

- ・ 一般電気事業供給約款料金算定規則
- ・ 一般電気事業供給約款料金審査要領

【ガス】

- ・ 一般ガス事業供給約款料金算定規則
- ・ 一般ガス供給約款料金審査要領

【鉄道】

- ・ JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領
- ・ 中小民鉄事業者の収入原価算定要領

【バス】

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（別紙 2）一般乗用旅客自動車運送業の運賃原価収入算定・処分基準

【タクシー】

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（別紙 2）一般乗用旅客自動車運送事業の運賃原価収入算定・処理基準

【固定電話等】

- ・ 電気通信事業法施行規則

【郵便】

- ・ 日本郵便株式会社法施行規則

【たばこ】

- ・ たばこ事業法

□料金改定手続きにおける消費者の意見を聴取する場 (例えば、公聴会の設定)

第 2 回公共料金等専門調査会経済産業省（電気）資料より （消費者）

電気事業法第 108 条の規定により、同法第 19 条第 1 項の規定による電気料金の認可処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならないとされている。

公聴会の開催については、同法施行規則の規定に基づき、公聴会の期日の 21 日前までに件名、期日、場所及び事案の要旨を告示することとなっているほか、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載、地方自治体等の関係機関への資料送付及び掲示依頼の方法により、広く周知を図ることとしている。

昨年の東京電力株式会社による電気料金の値上げ申請に係る公聴会の開催に当たっては、東京（経済産業省、平成 24 年 6 月 7 日）及び埼玉（さいたま新都心合同庁舎、平成 24 年 6 月 9 日）において開催した。周知については、開催日の 21 日前の 5 月 14 日から 5 月 23 日まで意見陳述の希望者を募集し、官報及び当省 Web サイトに案内を掲載するとともに、消費者団体、中小企業団体、自治体など 300 以上の団体に周知を依頼した。

公聴会当日においては、両日合わせて、延べ 15 人の意見陳述人と延べ 264 人の傍聴者が参加した。また、参考人として、消費者団体、学識経験者、地方自治体、中小企業団体を招へいた。十分な準備期間を取るため、陳述人に対しては、5 月 28 日に通知した。各持ち時間の中で質疑応答も実施した。

公聴会に加え、広く国民の意見を聞くため、インターネット等を通じた意見募集（国民の声）も実施した。具体的には、「電子政府の総合窓口」（e-Gov）及び経済産業省ホームページに資料を掲載し、平成 24 年 5 月 11 日から 6 月 9 日まで意見募集を行った。国民の声に寄せられた意見（2,336 件）は、公聴会での意見と合わせて電気料金審査専門委員会での審議の上回答を公表した。

また、関西電力及び九州電力の料金値上げ申請においても、上記と同様の対応に加え、公聴会の開催について、関西電力に関しては 11 月 26 日から 1 月 15 日まで、九州電力に関しては 11 月 27 日から 1 月 16 日まで 2 ヶ月弱の周知期間を取り、消費者庁や全国消費団体連合会の御協力も得ながら、関西・九州地域の地方自治体、消費者団体、中小企業団体累計で 1,200 団体に対して周知の連絡を行った。この結果、大阪会場で 26 名、福岡会場で 36 名と東京電力の公聴会における意見陳述人 15 名を大きく上回った。

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」を踏まえ、電気料金認可プロセスにおいて、中立性・客観性を確保しつつ、外部専門家の知見を

取り入れるため、総合資源エネルギー調査会総合部会の下に、電気料金審査専門委員会を設置しているが、研究会等は設置していない。

専門委員会は、中立的・客観的かつ専門的な観点から、料金査定方針等の検討を行い、経済産業大臣に対して意見を行うこととしており、審議内容については公開しており、配付資料及び議事概要、議事録は当省ホームページに掲載しており、本会議の様子は、METIチャンネル（Webサイト）で公開している。

委員の構成については、第1回から第10回においては学識経験者や会計の専門家から構成しており、また、全ての回において消費者団体、消費者庁からオブザーバーとしての参加を得ている。第11回以降においては消費者問題の専門家も委員に加わっている。

（議事録抜粋）

○片岡電力市場整備課課長

（略）

認可手続における消費者の参画ということで、公聴会等を行っているかということですが、電気事業法第108条に基づきまして、公聴会を開くことが規定されております。これにつきましては、これも我々が最後認可したときに公聴会を開いたのは平成10年が最後でしたので、手探りでいろいろな形でやってきたわけですが、東京電力の申請の際には、東京と埼玉で2日にわたりまして開催し、15名の方に参加をいただきました。

これも消費者庁の公共料金の研究会の提言に基づきまして、質疑応答も行う。それから、議事運営、議事進行につきましても第三者に行っていただくということで、山口先生にもやっていただきまして、議事運営をしたところでございます。

それに加えて、新たな試みとしまして、インターネットを通じて意見募集ということをやりますと、東京電力のときには2,300件を超える御意見をいただきました。これにつきましても、公聴会の意見とあわせまして、審査専門委員会で審議の上で回答を公表しております。

今回、関西及び九州電力の値上げに際しましては、東京電力のときに周知期間が短かったということで、参加人数が少なかったのではないかと御指摘もございましたので、時間を2カ月弱とりまして、かつこれまで消費者庁様、あるいは全国消費者団体連絡会様の御努力を得まして、累計1,200団体に周知を行いました。この結果、大阪で26名、福岡で36名と、陳述人としては東京を大きく上回りました。

それに加えて、この公聴会には審査専門委員会の委員の方々にも御出席をいただきましたことと、消費者委員会様からも山口先生に御出席いただきましたところでございます。

有識者会議の報告を踏まえまして、先ほど申し上げました外部の専門による中立的・客観的な検討ということで、総合エネ庁という経産省のエネ庁の審議会のもとに電気料金審査専門委員会を設置しております。この審査内容につきましては、全面的に公開をしております、かつ今回は地方の電力会社さんの申請であるということもありません、ウェブサイトでリアルタイムで中継もしております。

委員の構成につきましては、東京電力を審査した1回～10回におきましては、学識経験者及び会計の専門家等から構成しておりましたけれども、11回目、つまり関西電力、九州電力の申請以降は、消費者問題の専門家ということで、NACSの辰巳さんにも委員に入っていただいたところでございます。

第2回公共料金等専門調査会経済産業省（ガス）資料より（消費者）

○ガス事業法第48条の規定により、ガスの料金に係る認可の処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならないとされている。

（参考）ガス事業法（抜粋）

第48条 経済産業大臣は、第3条、第17条第1項又は第18条第2項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

○公聴会の開催については、同法施行規則の規定に基づき、公聴会の期日の21日前までに件名、期日、場所及び事案の要旨を告示することとなっているほか、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載、地方自治体等の関係機関への資料送付及び掲示依頼の方法により、広く周知を図ることとしている。

○また、公聴会を開催するに当たっては、同法施行規則の規定に基づき、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人（例えば、消費者団体の代表者）に出席を求めるとされている。

（参考）ガス事業法施行規則（抜粋）

第115条 経済産業大臣又は経済産業局長は、法第48条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の21日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

2 （略）

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の14日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣（経済産業局長が開こうとする公聴会に係る場合は、その公聴会を開こうとする経済産業局長）に届け出なければならない。

4 （略）

5 経済産業大臣または経済産業局長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。

6～9 （略）

○現行制度上、ガスの料金改定案を決定する際、審議会等を開催するプロセスとはなっていないが、前述のとおり、公聴会を開催するに当たって、必要があると認めるときは、消費者団体の代表者といった参考人に出席を求めることができることとなっている。

(議事録抜粋)

○竹谷ガス市場整備課課長

(略)

公聴会については、法律上の規定として公聴会を開いて、広く一般の意見を聞かなければいけないということをございまして、ルール上、3週間前までに期日や場所などを告示するということですので、ホームページへの掲載とか、そういったことをやっているということをございます。

開催するに当たっては、関係行政機関の職員、その他の参考人に出席を求めることができるということをございますので、必要に応じて、消費者の方々にも公聴会に参加していただくことができる仕組みになっておりますし、実際、公聴会に募集をかけると、地方の場合ですが、消費者の方々に来られるという実態となっているわけをございます。

10 ページです。この料金改定案を決定する審議会等について公開しているかということをございますが、現行の制度上、今、ガス料金の改定案を決定する際、審議会などを開催するというプロセスにはなっていないで、公聴会などで消費者の意見をいただいてから判断するという建付になっているというのが現状の仕組みをございます。

第3回公共料金等専門調査会国土交通省（鉄道）資料より（消費者）

鉄道事業者又は軌道事業者の旅客の運賃等の上限に係る認可で国土交通大臣が行うものについては、認可をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならないこととされている。

運輸審議会においては、大都市部の大手事業者の事案など事案の及ぼす社会的影響が大きいと認められる事案や強い反対意見が想定される事案等について、職権での公聴会を開催し、公募により一般利用者等を公述人として選定し意見聴取を行っている。その際には、

- ・公述の申出が多数になると予想される場合には、2日間に渡り公聴会を開催している。なお、公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定し、選定されなかった者が提出した公述書は、審理の資料に供される。また、首都圏以外の事業者の事案については、当該事業者が所在する地方に運輸審議会委員が赴き、公聴会を開催している。
- ・公聴会開催の官報公示及びHPでの告知から公述の申出期限までは、概ね2週間程度である。また、公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催前に、当該事案の申請書その他の関係書類を閲覧することができる。
- ・公聴会は、事案の審理に際し運輸審議会委員が広く一般の意見を聴取する目的で開催するものであり、一般公述人に質疑応答の機会は設定されていないが、公聴会の最後に申請者は最終陳述を行うこととされている。また、必要に応じ、公述人の公述が終わった後委員から申請者に質問を行うことがあるほか、公聴会を開催した事案に係る答申の際には、公聴会で提起された意見をどのように取り扱ったかについて、HPで公表することとしている。
- ・消費者団体の代表者等に個別に公述を依頼することは行っていないが、公述の申出は誰でも行うことが可能である。

また、地方運輸局権限の運賃改定の際には、地方運輸局長がその必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができることとしており、地方運輸局において、利害関係人等からの意見聴取を実施するため鉄道事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第72条に基づく事案公示を行っている。

意見聴取の申請をしようとするときは、施行規則第74条に基づき、上記公示の日から10日以内に申請することとされている。

なお、「利害関係人」の定義は、施行規則第73条において「利用者その他のもののうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者」とされ、意見聴取の申請は、消費者団体の代表者等も行うことが可能である。

運輸審議会においては、運賃・料金に係る事案の審理は、全て審議会そのもので行っており、研究会、委員会、WT等での審議は行われていない。

運輸審議会の審議においては、運輸事業者等の経理の実態、収支見通し等の関係者の秘密に属する事項を取り扱うこと等から、運輸審議会の審議は、公聴会を除き非公開であるが、現在、議事要旨及び配付資料（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する不開示情報を除く）をHPで公表すること

としており、プロセスの透明性確保に留意している。

また、運輸審議会においては、国民目線に立った利用者保護と安全で安定的な事業運営の確保の必要性を十分に踏まえて、適切かつ合理的な審議・決定の確保に努めており、その委員の人選については、消費者基本計画の当該審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるとの記載も勘案しつつ、公平・中立な審議を行う必要から均衡が取れた委員構成となるよう留意し、国民目線での審議が可能な幅広い経験と高い識見を有する者を選任している。

(議事録抜粋)

○国土交通省杉山調査官 (1) が公聴会に関してでございます。国土交通大臣が行う旅客運賃の上限認可につきましては、運輸審議会に諮らなければならないこととされております。

運輸審議会におきましては、大都市部の大手事業者の事案など事案の及ぼす社会的影響が大きいと認められる事案、あるいは強い反対意見が想定されるような事案などにつきまして、審議会としての職権により公聴会を開催しております。その際には公募を行いまして、一般利用者等を公述人として選定した上で意見聴取を行っております。その際には、公述の申し出が多数になると予想される場合には、2日間にわたり公聴会を開催しております。公示の段階では2日間という事で募集して、結果的に人数がそれほど達しなくて1日で終わるというケースもございます。

また、公述人の選定につきましては、なるべく各界各層に公述の機会が公平となるよう、また、同種の意見が重複しないように選定しております。当然、予定しております人数内におさまりましたら全員に公述をしていただきますが、仮に人数をオーバーしたような場合には、このような観点から選定させていただいております。

ただ、選定されなかった方が提出した公述書につきましても、どういふことを公述するかということ述べた紙でございますが、これにつきましては審理の資料に供されるということで、審理過程には反映させていただいております。

また、首都圏以外の事業者の事案につきましては、当該事業者が所在する地方において公聴会を開催して、運輸審議会の委員が赴いて開催しているところでございます。

公聴会開催の官報公示、また、ホームページで告知を行いますが、そこから公述の申し出までの期限はおおむね2週間程度でございます。

また、公聴会において公述しようとする者は、公聴会の開催前に当該事案の申請書その他の関係書類を閲覧することができるとされております。

質疑応答につきましては、公聴会は、事案の審議に際しまして運輸審議会の委員が広く一般からの意見を聴取するという目的で開催するものでございます。したがって、一般公述人に対しまして質疑応答の機会というものは設定されておりませんが、公聴会の最後に申請者は意見陳述を行うこととされております。

また、必要に応じまして、公述人の公述が終わった後、委員から申請者に質問を行うことがあるほか、公聴会を開催した事案に係る答申の際には、公聴会で提起された意見をどのように取り扱ったかについてホームページで公表することとしております。

なお、消費者団体の代表者等に個別に公述を依頼するという事は行っておりませんが、公述の申し出はどなたでも行うことが可能でございます。

○国土交通省滝沢室長 続きまして、地方運輸局権限の運賃改定に際してでございますが、利害関係人、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができることになっており、地方運輸局におきまして、利害関係人からの意見聴取を実施するため、鉄道事業法施行規則に基づく事案公示を行うこととなっております。

また、意見聴取の申請をしようとするときにおきましては、上記公示の日から10日以内に申請することとなっております。

なお、利害関係人の定義でございますが、施行規則におきまして、利用者その他の者のうち、地方運輸局長が当該事案に関しまして特に重大な利害関係を有すると認められる者とされているところでございまして、意見聴取の申請は、消費者団体の代表者等も行うことが可能であるとなっております。

○国土交通省杉山調査官 2点目、3点目につきましては、まとめて簡単にお答えさせていただきます。

公共料金に関しましては、今まさにこの専門調査会を初めとして、消費者庁を中心にいろいろ全体的な御検討をいただいていると認識しておりますので、そう いった政府全体としてのいろいろな状況も踏まえつつ、審議の透明性の確保、あるいは利用者、一般国民、消費者の参画という点については、引き続き全体の状況も踏まえながら検討させていただきたいと考えております。

○国土交通省杉山調査官 次のページ、(2)でございます。運輸審議会におきましては、運賃・料金に係る事案の審理は、全て運輸審議会そのもので行っておりまして、その下部の研究会、委員会、ワーキンググループ等での審議は行われておりません。

運輸審議会の審議におきましては、運輸事業者の経理の実態、収支見通し等の関係者の秘密に属する事項を取り扱うことから、公聴会を除いては非公開としておりますが、現在、議事要旨及び配付資料につきましてホームページで公表することとしております。

また、運輸審議会におきましては、国民目線に立った利用者保護と安全で安定的な事業運営の確保の必要性を十分に踏まえた上で、適切かつ合理的な審議・決定の確保に努めているところでございます。その委員の人選につきましては、消費者基本計画に当該審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるとの記載がございますので、この記載内容も勘案しつつ、公平・中立な審議を行う必要から、均衡がとれた委員構成となるように留意した上で、国民目線での審議が可能な幅広い経験と高い識見を有する方を選任しているところでございます。

上限運賃改定の審査手続きにおける消費者の参画

事業者認可申請



申請事案の公示



利害関係人からの意見聴取



審査



上限運賃設定(改定)要否の判断



運輸審議会への諮問



上限運賃変更の認可(実施運賃届出)



改定運賃の実施

利害関係人からの意見の聴取(道路運送法第89条)

- ・消費者団体の代表者から意見を聴取
- ・聴取の申請は公示の日から10日以内。
- ・意見聴取のみならず、質疑応答の機会も確保。

学界、経済界、労働界、消費者関係等の学識経験者で構成

(議事録抜粋)

○国土交通省瓦林課長

(略)

6 ページは調査 5 の関係になりますが、上限運賃改定の審査手続のプロセスの中における消費者の参画というところでございます。

大きく分けて 2 つございまして、1 つが、利害関係人からの意見の聴取というのが道路運送法 89 条で定められております。これは、消費者団体の代表者の方から意見を聴取するということとなりますけれども、公示をいたしまして、公示の日から 10 日以内に聴取してほしいという方がいらっしゃる場合に開催するというところでございます。また、開いた場合は、意見聴取のみならず質疑応答の機会も確保するというところでございます。そういった意見聴取の制度になってございます。

また、運輸審議会への諮問もこの後の段階でプロセスを経ております。

○国土交通省瓦林課長 もう 1 点の御質問の消費者の参画でございます。これにつきましては、6 ページの資料がございまして、規定ぶりそのものは、道路運送 法は鉄道の方も変わりません。趣旨として、消費者団体の代表者からと限定してという感じになりますと、そこは御説明の仕方が悪かったのですが、消費者団体の代表者の方も含めてという意味でございます。

また、質疑応答の機会も確保するというのは、これは運用でございまして、そういう運用の形でやっているということでございます。制度は同じだというふうに御理解賜ればと思います。

運賃改定の審査手続きにおける消費者の参画

事業者認可申請

〔・法人全車両数の7割を超える申請があった場合に手続きを開始。〕

標準能率事業者の選定

〔次の基準に該当する事業者を除外し、標準的な経営を行っている事業者を選定
 ・小規模又は零細事業者
 ・3年以上存続していない事業者
 ・平均車齢が特に高い事業者
 ・事故を多発している事業者
 ・年間実働率又は従業員1人当り営業収入が低水準の事業者 等〕

運賃改定要否の判断

〔標準能率事業者の実績年度又は実績年度の翌年度の収支が赤字となる場合、
 運賃改定の審査を開始〕

原価計算対象事業者の選定

申請事案の公示

利害関係人からの意見聴取

〔**利害関係人からの意見の聴取(道路運送法第89条)**〕

・利害関係人には消費者団体の代表者も含まれる。
 ・聴取の申請は公示の日から10日。
 ・意見聴取のみならず、質疑応答の機会も確保。

審査

自動認可運賃の公示

運賃変更の認可

改定運賃の実施

【事業者団体】

運賃改定時には、事業者団体が**民間公聴会**を主催し、消費者団体等と意見交換を行っている。

(議事録抜粋)

○国土交通省瓦林課長

(略)

続きまして、5ページでございます。これは調査5の関係になります。消費者の参画でございます。

タクシーの場合は幾つかございます。まず、一連のプロセスの中で利害関係人からの意見聴取は、先ほど御質問や御議論がございましたが、消費者団体の代表者も含めて解釈して運用してございます、道路運送法89条に基づくプロセスでございます。

それから、消費者庁さんの関係で物価安定政策会議もありましたし、あるいは、東京のタクシー運賃につきましては、物価関係閣僚会議に付議されるという制度になってございます。

また、事業者団体におきまして、これは自主的な取り組みでございますけれども、運賃改定時には民間公聴会を通常開催しまして、消費者団体の方々も含めて意見交換を行っているところでございます。

さらに、ここに書いてございませぬけれども、実は、10ページをご覧くださいますと、先ほどちらっと御紹介しました特措法という、正確には「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」という法律でございますけれども、この法律のもとで、右の真ん中ぐらいに濃い枠がございませぬけれども、協議会というのを地域ごとにつくっております。この協議会の中に地域住民に入っていて、この中で常設機関としていろいろな意見交換ができる場が設定されてございます。

具体的施策

① 公共料金等に係る
情報公開

② 公共料金等の決定
過程における消費者
参画の実質的な確保

③ 料金の妥当性を検
証する具体的方法の
検討と実施

対応状況

- プライスキャップ方式は、総括原価方式における認可制度とは異なり、料金水準の上限以下であれば、**個々の料金について総務省が原価を査定して認可を行うことなく、事業者は、その経営判断により届出のみで自由に設定してよいものとされている。**
- 基準料金指数を設定する際は、**情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）（公開）に諮問。**
- **同審議会の構成員には消費者団体の代表者が含まれる。**
- 法令上の意見募集の対象外であるが、**消費者（利用者）の意見を反映することを目的の一つとして同審議会において意見募集を実施し、消費者の参画を実質的に確保。**

引き続き、基準料金指数の決定過程における手続を通じて消費者の参画を確保していく。

(議事録抜粋)

○総務省二宮課長
(略)

次のページでございます。2点目の消費者参画の確保でございますけれども、この対応状況でございます。

まず1点目、規制の枠組みについて、先ほど述べましたとおりでございますが、料金水準の上限以下であれば、個々の料金について総務省が原価を査定して認可を行うということはございませんで、経営判断による届出のみで自由に設定可能としているところでございます。

また、諮問の審議会におきましては、その構成メンバーといたしまして、消費者団体の代表者に入っていただいております。具体的には、全国地域婦人団体連絡協議会の事務局次長にお入りいただいているところでございます。

さらに、消費者、利用者の意見を反映することを目的といたしまして、意見募集を実施し、消費者の参画を実質的に確保しているところでございます。

料金認可手続における消費者の参画等について

料金認可手続における消費者の参画

- 定形郵便物の料金の上限を定める総務省令の制定改廃、第三種郵便物・第四種郵便物の料金の認可に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問(郵便法73)
 - ・総務大臣の求めがあるときその他必要があると認めるときは、広く意見を聴くことができる旨を情報通信行政・郵政行政審議会議事規則で規定
 - ・実質的な審議を行う郵政行政分科会を含め、原則として公開し、消費者団体の代表者※が構成員として参加
- ※情報通信行政・郵政行政審議会：(社)全国消費生活相談員協会常任理事、全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
郵政行政分科会：(社)全国消費生活相談員協会常任理事
- 定形郵便物の料金の上限を定める総務省令の制定改廃に当たっては、パブリックコメントを実施

高齢者等に対する情報提供

- 高齢者、障害者等に対して料金・サービスの内容に関する情報を提供するに当たり、日本郵便株式会社において、以下のような取組を実施している。
 - ・郵便ポストへの点字表示
 - ・点字の不在配達通知カード
 - ・ホームページ上での音声ガイド
 - ・切手・葉書等自動販売機の点字表示・点字での案内

(議事録抜粋)

○岡崎郵便課課長
(略)

次に、料金認可手続における消費者の参画なのですけれども、例えば料金認可だけではないですが、料金の上限を定める総務省令、80円の省令を制定、改廃する場合であったり、あるいは第三種郵便物、第四種郵便物の料金の認可に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することになっております。ここで必要があると認めるときは、広く意見を聞くことができるようになっておりますし、実質的に審議を行う郵政行政分科会は全部原則公開ですし、そこには消費者団体の代表者の方が構成員として参加しております。